

福井県建築物耐震改修促進計画

平成 18 年 12 月 策定

平成 24 年 3 月 改定

平成 28 年 3 月 改定

令和 3 年 3 月 改定

令和 8 年 3 月 改定

福 井 県

福井県建築物耐震改修促進計画

目 次

はじめに

- (1) 住宅・建築物の耐震化の必要性 .. 1
- (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正 .. 1
- (3) 「福井県建築物耐震改修促進計画」の位置付け .. 2
- (4) 「福井県建築物耐震改修促進計画」の改定 .. 2

第1章 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標の設定

- (1) 大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況 .. 3
- (2) 耐震化の現状 .. 4
- (3) 耐震化の目標設定 .. 9
- (4) 県有建築物の耐震化の現状と目標 .. 10

第2章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策

- (1) 耐震診断および耐震改修に係る基本的な取組方針 .. 12
- (2) 耐震診断および耐震改修の促進を図るための支援策 .. 13
- (3) 地震時に通行を確保すべき道路の指定および沿道建築物の耐震化 .. 16
- (4) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備 .. 18
- (5) 地震時の総合的な安全対策 .. 20

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及

- (1) ハザードマップの作成・公表 .. 23
- (2) 相談体制の整備・情報の充実 .. 23
- (3) 広報資機材の作成とその活用 .. 23
- (4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導 .. 24
- (5) 市町の住民啓発活動の支援 .. 24
- (6) 耐震出張説明の実施 .. 24
- (7) 耐震改修に対する税の特例措置の周知 .. 24
- (8) 売買される建物の耐震診断・耐震改修の促進 .. 24
- (9) 事業所の耐震診断・耐震改修の促進 .. 24
- (10) 地震保険の活用 .. 25
- (11) 木造住宅耐震改修現場見学会の実施 .. 25
- (12) 耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ .. 25

第4章 耐震改修促進法および建築基準法による指導等に関する事項	
(1) 所管行政庁の連携した指導等の実施	.. 27
(2) 優先的に指導等を実施すべき特定建築物の選定	.. 27
(3) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務化および公表等について	.. 28
第5章 その他の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項	
(1) 市町が定める耐震改修促進計画	.. 30
(2) 関係団体との連携	.. 30
(3) 計画の検証	.. 30
資料編	.. 31

はじめに

(1) 住宅・建築物の耐震化の必要性

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、全体で6,434人の尊い命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

このような甚大な被害が生じたのは、倒壊した住宅・建築物の多くが昭和56年以前に建築されたものであり、昭和56年6月から施行されている改正建築基準法による新耐震基準には適合しないものであったことが要因とされています。

その後も、平成16年10月の新潟県中越地震や平成17年3月の福岡県西方沖地震などの大規模な地震が頻発するなど、多くの被害をもたらすような大規模地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるといえます。

このような経緯から、平成17年9月に国の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針において、建築物の耐震改修は、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」に位置付けられました。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正

阪神・淡路大震災を教訓に、平成7年10月に建築物の地震に対する安全性の向上を目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。

平成17年には、これまで地震発生のおおきき空白地帯とされていた九州の北部地域で、福岡県西方沖地震が発生し大きな被害が生じるなど、大規模地震がいつどこで発生してもおかしくない状況を踏まえ、建築物の耐震改修を緊急に促進するため、平成17年11月に耐震改修促進法の改正が行われ、平成18年1月から施行されました。この改正により、国土交通大臣には「建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国基本方針」という。）」の策定が、各都道府県には耐震改修促進計画の策定が義務付けられました。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により甚大な被害をもたらしました。その後の平成25年5月、耐震化をより促進するため耐震改修促進法の改正が行われ、平成25年11月から施行されました。

この改正では、全ての既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）において耐震診断と必要に応じた耐震改修に努めることが規定され、防災拠点となる建築物や避難路沿道の建築物については、県や市町が耐震診断の義務付けを行うことができるなど、建築物の耐震改修を促進する取組みが強化されました。さらに、不特定多数の者や避難弱者が利用する一定規模以上の大規模建築物には、平成27年12月31日までに耐震診断を実施し所管行政庁へ診断結果を報告することが義務付けられました。

(3)「福井県建築物耐震改修促進計画」の位置付け

「福井県建築物耐震改修促進計画」(以下「本計画」という。)は、大規模地震の発生による人的および経済的被害の軽減を目的として、耐震改修促進法第5条の規定に基づき、県内における住宅・建築物の耐震診断および耐震改修を促進するために策定しました。

また、本県では災害対策基本法第40条の規定に基づき福井県防災会議が作成した「福井県地域防災計画」の「震災対策編・福井県震災対策計画」(以下「県震災対策計画」という。)において、震災時の被害の発生を防止するため、地震に対する建築物の安全性の確保を目的として本計画に基づく建築物の耐震化の対策を定めています。

本計画は、その対策を具体的に推進するため、建築物の耐震化率の目標や耐震化を促進する施策などの内容を定めています。

(4)「福井県建築物耐震改修促進計画」の改定

平成18年度に平成27年度までの10年間を計画期間とし計画を策定して以降、耐震改修促進法の改正や建築物の耐震化の状況を踏まえ、平成23年度に中間見直しを行いました。

平成27年度および令和2年度には、計画期間を5年間延長して引き続き耐震化の促進に取り組んできました。

耐震化率の向上等、取組の成果が出ているものの、今後も大規模地震に対する県民の安全・安心の確保に努めていく必要があること、また、国基本方針において、令和17年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することが目標として示されていることから、計画を改定し、計画期間を令和17年度まで10年間延長して引き続き耐震化の促進に取り組んでいくこととします。

第1章 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標の設定

(1) 大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況

本県では、阪神・淡路大震災の以前から、県内の地盤や建築物の現況等を調査し、直下型地震や他の地震による被害を想定し、震災時の人的および経済的被害を軽減するための地震防災対策を推進してきました。

平成7年1月に、日本で初めて近代的な大都市において直下型大地震である阪神・淡路大震災が発生し、甚大な被害が発生したことから、本県は、この大震災から得られた反省や新たな知見より詳細な地盤データ、都市化による生活様式・社会状況の変化等を踏まえ、災害要因の分析や被害予測等を見直し、その内容を平成9年3月に「福井県地震被害予測調査報告書」としてとりまとめ、公表しました。

その後、国の地震調査研究推進本部が平成21年7月に全国の主要活断層の評価を公表したことを受けて、公表された活断層のうち、県内および周辺地域の直下で発生し、嶺北地域と嶺南地域にそれぞれ最も大きな影響を及ぼすと考えられる地震の原因となる断層を想定し、平成22・23年度にあらためて地震被害予測調査を実施しています。

この調査では、今後、福井県において予想される大規模地震として、嶺北地域では、福井平野東縁断層帯(想定マグニチュード7.6)の地震を想定しています。また、嶺南地域においては、浦底一柳ヶ瀬山断層帯(想定マグニチュード7.2)の地震を想定しています。

福井平野東縁断層帯による被害想定は表1-1のとおりです。

大規模地震はいつどこで発生してもおかしくない状況を考えて、人的および経済的被害の軽減を図るためには、早期にかつ計画的に建築物の耐震化を進めていくことが重要となります。

表1-1 想定される被害の状況(嶺北地域：福井平野東縁断層帯)

被害区分		想定被害	
人的被害	死者数	「秋季 (15時)」 … 1,468人 「冬季 (5時)」 … 2,034人 「冬季 (18時)」 … 1,755人	
	負傷者数	「秋季 (15時)」 … 8,740人 「冬季 (5時)」 … 9,208人 「冬季 (18時)」 … 8,421人	
建物被害	全壊	木造建築物 … 26,959棟	
	半壊	木造建築物 … 36,715棟	

出典：県震災対策計画より抜粋

(2) 耐震化の現状

①住宅

昭和53年に発生した宮城県沖地震で、それまでの耐震基準で建てられた建築物の多くに被害が発生したことから、耐震性の向上を図るために木造住宅の必要な壁量の見直しや建物をバランスよく設計するための基準ができるなど、建築基準法の耐震基準が大幅に見直され、昭和56年6月から施行されました。

この法改正後の耐震基準（以下「新耐震基準」という。）で建築された建築物は、阪神・淡路大震災において被害が少なく、それまでの耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）で建築された建築物には、宮城県沖地震と同様に多くの被害が出ています。

このため、建築物の耐震化の現状を把握するに当たっては、新耐震基準で建築されたものか旧耐震基準で建築されたものかを確認する必要があります。

表1-2は、総務省統計局が5年毎に公表している「住宅・土地統計調査報告」に基づき、令和5年までの住宅戸数の推移から令和7年までの県内における住宅の戸数および耐震化の現状を推計したものです。推計に当たっては、この統計報告が5年毎の集計であるため、昭和55年以前の住宅を旧耐震基準によるもの、昭和56年以降の住宅を新耐震基準によるものとして取り扱っています。また、令和2年5月に国から耐震化率の新たな推計方法が示され、耐震化率の見直しを行いました。

その結果、令和7年は、人が居住している住宅約28.7万戸のうち、耐震性を有する住宅は約24.9万戸で耐震化率は86.8%と推計されます。

なお、令和7年の耐震化率の推計値86.8%を木造・非木造別にすると、木造が83.3%、非木造が96.1%と推計されます。（表1-3）

表1-2 住宅の耐震化の現状

（単位：戸）

区 分	人が居住している住宅数①	昭和55年以前 の住宅数 ②	昭和56年以降 の住宅数 ④	耐震性を有 する住宅数 ⑥〔③+⑤〕	耐震化率 (%) 〔⑥/①〕
		耐震性有③※	耐震性有⑤		
平成17年 (推計)	255,500	113,280	142,280	185,400	72.6%
		43,100	142,280		
平成22年 (推計)	261,900	103,400	158,600	199,600	76.2%
		41,000	158,600		
平成27年 (推計)	270,800	93,300	177,000	216,800	80.1%
		39,100	177,000		
令和2年 (推計)	279,400	82,900	196,400	232,100	83.1%
		35,700	196,400		
令和7年 (推計)	286,700	69,800	216,900	248,800	86.8%
		31,900	216,900		

注：「住宅・土地統計調査」（総務省統計局）データから作成

「住宅・土地統計調査」は標本調査（サンプリング調査）であるため、推計値は標本誤差を含んでいます。

※国の耐震化率の算出方法により推計〔P52 資料編(7)-②参照〕

表1-3 住宅の耐震化の現状（木造・非木造別）

（単位：戸）

区 分	人が居住している住宅数①	昭和55年以前 の住宅数 ②	昭和56年以降 の住宅数 ④	耐震性を有する住宅数 ⑥〔③+⑤〕	耐震化率 (%) 〔⑥/①〕
		耐震性有③※	耐震性有⑤		
令和7年 (推計)	286,700	69,800	216,900	248,800	86.8%
木造	207,800	59,700	148,100	173,000	83.3%
非木造	78,900	10,100	68,800	75,800	96.1%

②特定建築物

本計画における特定建築物とは、次の3つです。

(a) 多数の者が利用する特定建築物

多数の者が利用する特定建築物とは、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物（耐震改修促進法第14条第1号に定める建築物）です。用途と規模を整理すると表1-4のようになります。

表1-4 多数の者が利用する特定建築物の一覧

用 途	規 模 要 件
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
上記以外の学校	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
卸売市場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル、旅館	
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	
事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
博物館、美術館、図書館	
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
工場	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停車又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
体育館等（一般公共の用に供するもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上

【耐震化の現状】

令和 7 年には、総棟数は 3,784 棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は 2,645 棟あります。

旧耐震基準により建築された建築物は 1,139 棟あり、そのうち既に耐震診断を実施して、耐震性を有していると確認されたものは 167 棟、耐震性が不十分であったものは 589 棟あります。この耐震性が不十分であった 589 棟のうち、524 棟は既に耐震改修が実施されています。また、耐震診断が未実施の 383 棟のうち、215 棟は国の耐震化率の算出方法（P52 資料編（7）－②参照）により耐震性を有すると推計されます。

以上のことから、耐震性を有していると推計される建築物は 3,551 棟で、令和 7 年の耐震化率は 93.9%と推計されます。詳細は、表 1－5 のとおりです。

表 1－5 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状（単位：棟）

分 類	建築物の総棟数①	新耐震基準により建築された建築物の棟数②	旧耐震基準により建築された建築物の棟数③				旧耐震基準のうち耐震性を有すると推計される建築物の棟数⑧	耐震性を有する建築物の棟数⑨ (②+⑤+⑦+⑧)	R7年耐震化率⑨/①	R2年耐震化率	H27年耐震化率	H22年耐震化率	H17年耐震化率		
			耐震診断実施棟数④			耐震改修実施棟数⑦									
			耐震性有⑤	耐震性無⑥											
合 計	3,784	2,646	1,138	756	167	589	524	215	3,552	93.9%	92.4%	89.2%	80.4%	75.8%	
公共建築物	県	314	178	136	136	34	102	100	0	312	99.4%	98.4%	94.0%	75.4%	69.4%
	市町	1,093	578	515	506	96	410	360	9	1,043	95.4%	93.2%	89.0%	71.8%	63.8%
	計	1,407	756	651	642	130	512	460	9	1,355	96.3%	94.3%	90.1%	72.6%	65.1%
民間建築物	2,377	1,890	487	114	37	77	64	206	2,197	92.4%	91.2%	88.7%	85.2%	83.1%	

注：県および各市町提供のデータから作成

また、不特定かつ多数の者が利用する建築物および地震の際の避難に配慮が必要な者が利用する建築物のうち既存耐震不適格建築物であって大規模なもの（耐震改修促進法附則第 3 条に定める要緊急安全確認大規模建築物）については、平成 29 年時点で福井県内に 36 棟ありましたが、令和 5 年にすべて耐震化が完了しています。

(b) 危険物関係特定建築物

危険物関係特定建築物とは石油類や火薬類などの危険物を一定数量以上貯蔵または処理する建築物（耐震改修促進法第 14 条第 2 号に定める建築物）です。

【耐震化の現状】

令和 7 年には、総棟数は 817 棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は 608 棟あります。

旧耐震基準により建築された建築物は 209 棟あり、そのうち既に耐震診断を実施して、耐震性を有していると確認されたものは 3 棟、耐震性が不十分であったものは 2 棟あり、全て耐震改修が実施されています。また、耐震診断が未実施の 204 棟のうち、99 棟は国の耐震化率の算出方法により耐震性を有すると推計されます。

以上のことから、耐震性を有していると推計される建築物は 712 棟で、令和 7 年の耐震化率は 87.1%と推計されます。詳細は表 1－6 のとおりです。

表1-6 危険物特定建築物の耐震化の現状（単位：棟）

建築物 総棟数 ①	新耐震 基 準により 建築され た建築物 の棟数 ②	旧耐震基準により建築された 建築物の棟数③					旧耐震基 準のうち 耐震性を 有すると 推計され る建築物 の棟数⑧	耐震性を 有する 建 築 物 の棟数⑨ (②+⑤ +⑦+ ⑧)	R7年 耐震化 率 (推計) ⑨/①	R2年 耐震化 率 (推計)	H27年 耐震化 率 (推計)	H22年 耐震化 率 (推計)	H17年 耐震化 率 (推計)	
		耐震診断実施棟数④			耐震改修 実施棟数 ⑦	耐震性 有⑤								耐震性 無⑥
		耐震性 有⑤	耐震性 無⑥	耐震改修 実施棟数 ⑦										
817	608	209	5	3	2	2	99	712	87.1%	86.0%	82.7%	82.7%	79.7%	

注：県および各市町提供のデータから作成

(c) 緊急輸送道路沿道建築物

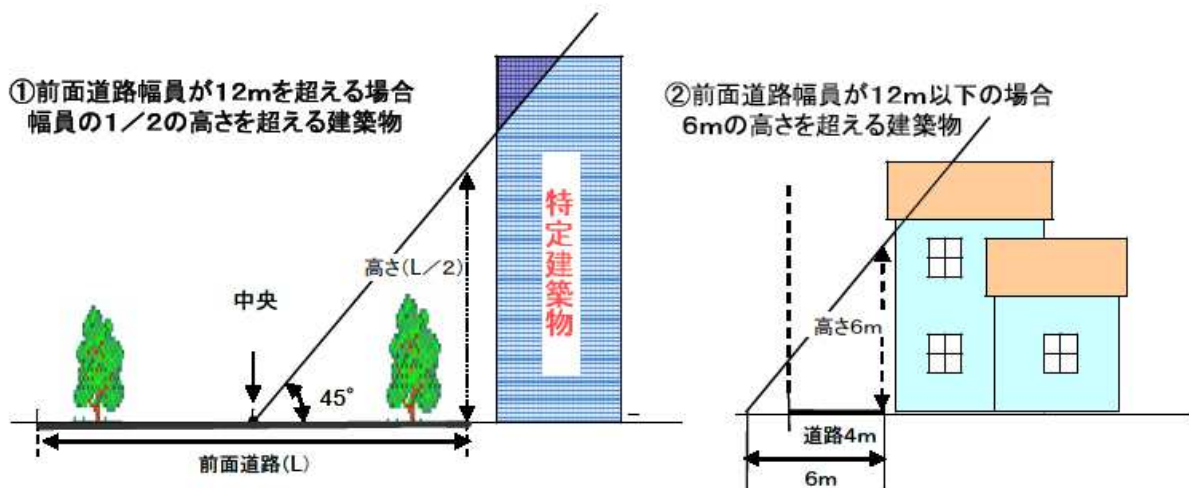
緊急輸送道路沿道建築物とは、「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」※において選定された道路の沿道の建築物のうち図1-1に示されているように地震によって倒壊した場合に前面道路の幅員の1/2を超え、道路を閉塞するおそれのある建築物です。

※福井県緊急輸送道路ネットワーク計画

「福井県地域防災計画」においては、緊急輸送道路として「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」(P53 資料編(8)緊急輸送道路ネットワーク計画参照)における道路が選定されており、以下の3つに区分されています。

- ・ 第1次緊急輸送道路（第1次ルート）
隣接する県を結ぶ広域的な道路、生活圏相互間を結ぶ道路、県庁・市役所・消防本部・救急病院などの最も重要な防災拠点を結ぶ道路となる高速自動車国道、一般国道を中心とする基幹輸送道路
- ・ 第2次緊急輸送道路（第2次ルート）
合同庁舎・土木事務所・警察署・町役場などの防災拠点と第1次緊急輸送道路を結ぶ導入幹線輸送道路
- ・ 第3次緊急輸送道路（第3次ルート）
第1次および第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を結ぶ道路

図1-1 地震によって倒壊した場合において敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物のイメージ



なお、福井県では令和 6 年 10 月に救命・救助活動や緊急物資の輸送に不可欠な緊急輸送ルートを確認するため「福井県域道路啓開計画」を策定し、地震等の災害時に迅速かつ的確な道路啓開の実施を目指しています。当該計画では、北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道、中部縦貫自動車道、国道 8 号、国道 27 号、国道 161 号を基幹ルートとし、早期の道路啓開を図る路線としています。

(3) 耐震化の目標設定

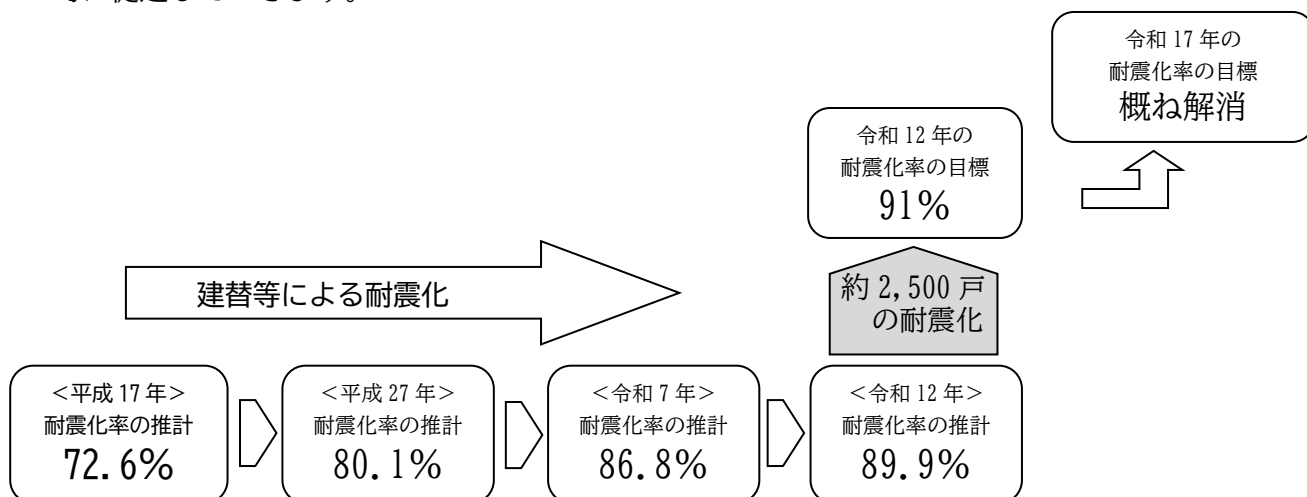
①住宅

大規模地震時の人的および経済的被害を軽減するため、日常生活の場である住宅の耐震化を図ることが重要であり、本県の耐震化の状況を踏まえ、これまでの促進計画において住宅の耐震化率を令和7年に90%とすることを目標としてきました。しかし、令和5年住宅・土地統計調査から、令和7年の耐震化率は86.8%と推計され、目標の90%に届いていない状況です。

本計画においては、国基本方針を踏まえ、耐震性が不十分な住宅を10年後（令和17年）までに概ね解消することを目標にします。

なお、令和12年には、昭和55年以前に建築された住宅の建替え等が進み、人が居住している住宅約28.7万戸のうち、耐震性を有する住宅は25.8万戸で、耐震化率は89.9%と推計されますが、様々な施策を推進することによって約2,500戸の耐震化を進め、令和12年の耐震化率91%達成（中間目標）を目指します。

特に、旧耐震基準により建築された木造住宅が密集する地域は、地震発生時に建築物の倒壊により円滑な避難や消火活動を妨げるリスクが高いことから、人的および経済的被害を軽減するため、その地域内にある旧耐震基準により建築された木造住宅の耐震化を重点的に促進していきます。



②特定建築物

大規模地震が発生した際、人的および経済被害を軽減するため、特定建築物の耐震化を図ることが重要です。多数の者が利用する特定建築物については、令和7年の耐震化率が93.9%で、令和10年頃には95%に達する見込みです。

緊急輸送道路沿道建築物については、福井県域道路啓開計画を踏まえ、法第5条第3項第2号に基づく道路を指定し、通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）の耐震化を推進します。

その他の特定建築物についても、引き続き市町と連携し、防災査察等の機会をとらえ、建築物の所有者や管理者に指導・助言を行い、耐震化の促進を図ります。

(4) 県有建築物の耐震化の現状と目標

①耐震化の現状

耐震改修促進法では、人的および経済的に多大な被害が発生すると想定される一定規模以上の建築物を対象としていますが、県有建築物の中にはそれらの規模に満たないものでも大規模地震時に重要な役割を果たす建築物があります。

令和7年には、県有建築物の総棟数は871棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は560棟あります。

旧耐震基準により建築された建築物は311棟あり、そのうち既に耐震診断を実施して、耐震性を有していると確認されたものは143棟、耐震性が不十分であったものは167棟あります。この耐震性が不十分であった167棟のうち、164棟は既に耐震改修が実施されています。

以上のことから、耐震性を有している建築物は867棟で、令和7年の耐震化率は99.5%です。

詳細は表1-7のとおりです。

②耐震診断結果の公表等

県有建築物のうち、旧耐震基準により建築された建築物については、施設を利用する県民に対して耐震性の周知を行うため、耐震診断の結果や耐震改修の状況について公表しています。

③耐震化の目標

庁舎など災害時の拠点となる建築物、博物館や美術館等の不特定多数の者が利用する建築物、県営住宅など特定多数の者が利用する建築物については、耐震化率100%となっています。

その他耐震化されていない県有建築物については、行政改革による建築物の統廃合や、少子化や人口減少などの社会情勢の変化に対応した機能集約に伴い、建築物の使用形態・活用方法を見直し、実態に即した建築物の耐震化を実施します。

表1-7 県有建築物の耐震化の現状（単位：棟）

分類	用途	建築物の総棟数 ①	新耐震基準により建築された建築物の棟数 ②	旧耐震基準により建築された建築物の棟数					耐震性有棟数 ⑧(②+⑤+⑦)	R7年耐震化率 ⑧/①	R2年耐震化率	H27年耐震化率	H22年耐震化率	H17年耐震化率	
				耐震診断実施棟数			耐震性有 ⑤	耐震性無 ⑥							耐震改修実施棟数 ⑦
				③	④	⑧									
災害時の拠点となる建築物	庁舎 県立病院 県立学校 福祉施設等	453	225	228	228	103	125	125	453	100.0%	100.0%	94.2%	85.8%	76.7%	
不特定多数の者が利用する建築物	博物館 美術館等	134	106	28	28	21	7	7	134	100.0%	100.0%	91.7%	91.7%	92.9%	
特定多数の者が利用する建築物	県営住宅	72	44	28	28	2	26	26	72	100.0%	100.0%	87.5%	62.5%	61.3%	
	寄宿舎等	56	53	3	3	3	0	0	56	100.0%	70.4%	66.4%	52.3%	41.7%	
その他の主要施設		156	132	24	23	14	9	6	152	97.4%	96.3%	93.5%	93.5%	91.1%	
合計		871	560	311	310	143	167	164	867	99.5%	96.2%	90.2%	81.4%	75.3%	

注：県のデータから作成

第1章 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標の設定のまとめ

●大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況

○福井平野東縁断層帯地震（マグニチュード7.6）が発生した場合に想定される被害の状況

死者数・・・1,468人、地震動による木造住宅の全壊数・・・26,959棟

⇒被害を軽減するため、建築物の耐震化が必要

●耐震化の現状と目標設定

○住宅

…令和12年：91%（中間目標）

…令和17年：概ね解消

【建築物の用途・分類毎の耐震化率の目標】

建築物の用途	平成17年	平成27年	現 状 令和7年	目標（中間） 令和12年	目 標 令和17年
住 宅	72.6%	80.1%	86.8%	91%	概ね解消
特定建築物	75.8%	89.2%	93.9%		

【県有施設の耐震化率の状況】

建築物 の分類	現 状				
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
災害時の拠点となる建築物	76.7%	85.8%	94.2%	100.0%	100.0%
不特定多数の者が利用する建築物	92.9%	91.7%	91.7%	100.0%	100.0%
特定多数の者が利用する建築物	50.1%	55.1%	75.3%	83.0%	100.0%
その他の主要施設	91.1%	93.5%	93.5%	96.3%	97.4%
合計	75.3%	81.4%	90.2%	96.2%	99.5%

第2章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断および耐震改修に係る基本的な取組方針

①耐震化の課題

建築物の耐震化を促進していくためには、県民アンケートを実施して指摘を受けた次のような課題（耐震化を実施しない理由）に対して、適切な施策を実施していく必要があります。

耐震化を実施しない理由※

- ・ 耐震改修工事に多額の費用がかかる
- ・ 跡を継ぐ者がいない
- ・ 耐震改修の工事期間、工事中の騒音などに不安がある
- ・ 家族に高齢者や病人がおり、工事による負担が大きい
- ・ 信頼できる工事業者が分からない 等

※耐震改修工事現場見学会参加者および耐震診断実施者に対するアンケート調査結果等より

②実施する事業の考え方

建築物の耐震化を促進するため、まずは建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

県と市町は、県内の耐震化の現状を踏まえ、所有者等が耐震診断および耐震改修を行いやすい環境を連携して整備することを基本的な取組方針にします。また、関係団体と連携し、所有者等に対し防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性の普及啓発に積極的に取り組みます。

(2) 耐震診断および耐震改修の促進を図るための支援策

県民に対し、建築物の耐震診断および耐震改修の重要性の普及啓発に努め、様々な支援制度を活用し、住宅および特定建築物の耐震化の促進を図ります。

住宅に係る耐震診断・改修等に対する支援制度の概要を表2-1に、特定建築物に係る耐震診断・改修に対する支援制度の概要を表2-2に、支援結果の概要を表2-3に示します。

なお、特定建築物のうち、耐震改修促進法附則第3条の要緊急安全確認大規模建築物については、平成29年時点で福井県内に36棟ありましたが、平成26年度から令和5年度にかけて耐震診断・改修に対する支援を実施し、令和5年にすべて耐震化が完了しています。

表2-1 住宅に係る支援制度の概要

区分	事業名	対象建築物	補助 限度額	補助率			
				国	県	市町	
住 宅	耐震診断 補強プラン	木造住宅耐震化促進事業 (耐震診断、補強プラン)	旧耐震基準により建築された木造 住宅 188千円 ※2 616千円	1/2	1/4	1/4	
	耐震改修	木造住宅耐震化促進事業 (耐震改修)	耐震性が劣る住宅※ 1,400千円 ※3 1,900千円	1/2 45/100	1/4 27.5/100	1/4 27.5/100	
	建替	県産材を活用したふくいの住まい 支援事業	県産材を活用する木造住宅	500千円	—	1/1	—
	改修	伝統的民家普及促進事業	伝統的民家	3,000千円	—	1/2	1/2
	建替	がけ地近接等危険住宅移転事業	危険区域内の住宅	※4 市町が補助 する額の1/4以内 ※5 4,210千円	1/2	1/4	1/4
	改修	土砂災害危険住宅対策改修事業	危険区域内の住宅	759千円	1/2	1/4	1/4
	耐震改修	長期優良住宅化リフォーム推進 事業	長寿命化を図る住宅	800千円	1/1	—	—

※昭和56年5月31日以前に着工された住宅で（一財）日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」の総合評価で耐震性が劣ると判断された住宅

※2 伝統診断による場合

※3 伝統的な古民家の場合

※4 除却費（住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費に住宅面積を乗じた額を限度とする）

※5 建物助成

表 2 - 2 特定建築物に係る支援制度の概要

区分	事業名	対象建築物	補助率			
			国	県	市町	
特定建築物	耐震診断	住宅・建築物安全ストック形成事業	旧耐震基準により建築された公共施設	1/3	—	—
	耐震改修	公立学校施設整備費地震補強事業	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る小・中学校および特別支援学校校舎等	1/3 ~ 2/3	—	—
	耐震改修	私立高等学校教育施設整備事業	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る私立高等学校	1/3 (1/2)	1/6	—
	耐震診断改修	私立学校耐震化促進事業	私立学校	1/3	1/6	—
	耐震改修	私立幼稚園施設整備費補助金	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る幼稚園	1/3	1/6	—
	耐震改修	社会福祉施設整備事業	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る社会福祉施設	1/2	1/4	—
	耐震改修新築改築	医療提供体制施設整備交付金	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る災害拠点病院、二次救急医療機関（病院）、精神科病院等	1/3 ~ 1/2	—	—
	耐震改修改築	就学前教育・保育施設整備交付金	保育所、認定こども園、小規模保育事業所	1/2	—	1/4
	耐震診断	住宅・建築物防災力緊急促進事業	通行障害既存耐震不適格建築物	1/2	1/4	1/4

表2-3 支援結果の概要

区分		事業名	補助件数						
			H17 ~26	H27 ~R1	R2	R3	R4	R5	R6
住宅	耐震 診断	木造住宅耐震化促進事業 (耐震診断)	3013	628	93	86	74	100	555
	補強 プラン	木造住宅耐震化促進事業 (補強プラン)	1750	630	89	85	74	99	550
	耐震 改修	木造住宅耐震化促進事業 (耐震改修)	420	141	19	22	23	25	116

区分		事業名	補助件数						
			H17 ~27	H27 ~R1	R2	R3	R4	R5	R6
特定 建築物	耐震 診断	住宅・建築物安全ストック形成事業	122	10	5	2	6	5	3
	耐震 改修	小・中学校耐震化促進事業【終了】	125	-	-	-	-	-	-
	耐震 改修	公立学校施設整備費地震補強事業	310	34	0	0	0	1	0
	耐震 改修	私立高等学校教育施設整備事業	0	2	1	0	0	0	0
	耐震診断 改修	私立学校耐震化促進事業	5	2	1	0	0	0	0
	耐震 改修	私立幼稚園施設整備費補助金	23	0	0	0	0	0	0
	耐震改修 改築	老人福祉施設整備事業【終了】	13	2	-	-	-	-	-
	耐震 改修	社会福祉施設整備事業	4	0	0	0	0	0	0
	耐震 改修	社会福祉施設耐震化等整備事業 【終了】	7	-	-	-	-	-	-
	耐震改修 増改築	保育所等施設整備費補助金	25	12	0	0	0	-	-
	耐震改修 新築改築	福井県医療施設耐震化整備基金 【終了】	12	1	-	-	-	-	-
	耐震改修 新築改築	医療提供体制施設整備交付金	-	0	0	0	0	0	0
	耐震改修 改築	就学前教育・保育施設整備交付金	-	-	-	-	-	0	0
耐震診断	住宅・建築物防災力緊急促進事業	-	-	-	-	-	-	-	

(3) 地震時に通行を確保すべき道路の指定および沿道建築物の耐震化

地震発生時に緊急車両や支援物資搬送車両が通行するための緊急輸送道路を確保することは重要であり、その道路が有効に機能するためには、倒壊により道路を閉塞するおそれのある沿道の建築物の耐震化を図ることが必要となります。

県震災対策計画において、「地震発生時の災害応急対策を迅速に実施するには、被災後、直ちに輸送機能の確保が必要である」と示されており、その輸送機能を確保するための緊急輸送道路が「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定められています。

また、令和6年10月には「福井県域道路啓開計画」を定め、災害時に迅速かつ的確な道路啓開を実施するための具体的な方針を示しています。

本計画では、福井県域道路啓開計画を踏まえ、緊急輸送道路のうち耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定する道路として、表2-4に示す道路を指定します。

表2-4に示す道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物[※]の所有者は、同表に定める期日までに耐震診断の結果を所管行政庁に報告しなければなりません。

※図1-1で示す道路を閉塞する恐れのある旧耐震基準により建築された建築物

表2-4 法第5条第3項第2号に基づき指定する道路および通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断結果の報告期限

記載年月日	令和8年3月31日			
報告期限	令和11年3月31日			
道路名	起点		終点	
	市町地先	交差路線等	市町地先	交差路線等
北陸自動車道	あわら市牛ノ谷	石川県県境	敦賀市刀根	滋賀県県境
舞鶴若狭自動車道	高浜町蒜畠	京都府県境	敦賀市高野	敦賀 JCT
中部縦貫自動車道	大野市貝皿	九頭竜 IC	永平寺町松岡	福井 JCT
国道8号	あわら市牛ノ谷	石川県県境	敦賀市新道	滋賀県県境
国道27号	敦賀市岡山町	国道8号	高浜町関屋	京都府県境
国道161号	敦賀市坂下	国道8号	敦賀市山中	滋賀県県境

【参考図】



青線
国道8号、27号、161号
緑線
北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道、中部縦貫自動車道

また、通行障害既存耐震不適格建築物に対して耐震診断への支援制度を創設し、順次、耐震設計、耐震改修等にも支援を拡充するなど、耐震性が不足する建築物については、計画的に耐震化を促進します。

通行障害既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、耐震診断の義務化について確実に周知を図るとともに、耐震診断の結果、耐震性が不足する場合には、耐震改修等の支援制度について周知し、耐震化を図るよう指導・助言・指示等を行っていきます。

その他、市町の耐震改修促進計画に記載される耐震改修促進法第6条第3項第2号に規定する道路の沿道で倒壊により道路を閉塞するおそれのある建築物の所有者等に対しては、市町と連携しながら、耐震診断の実施を促し、耐震化を図るよう指導・助言を行っていきます。

(4) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

①福井県木造住宅耐震診断士の確保

木造住宅の耐震診断を促進するためには、耐震診断を行う技術者を確保する必要があります。

そのため、県では平成 17 年度から、建築士を対象に講習会を開催し、耐震診断を行う技術者を養成、福井県木造住宅耐震診断士として登録してきました。また、平成 27 年度からは、(一財)日本建築防災協会の講習会を受講した建築士も耐震診断士として登録することができるようになりました。その結果、令和 6 年度末で 414 名の登録があり、耐震診断士の確保が図られています。今後も引き続き講習会を開催し、耐震診断を行う技術者の確保に努めていきます。

②木造住宅の耐震診断を推進するための体制整備

木造住宅の耐震診断を円滑に推進するためには、耐震診断を受ける方と耐震診断士のコーディネートを行う機関が必要となります。

このため、県では建築関係団体に働きかけ、平成 17 年 3 月に福井県木造住宅耐震促進協議会が設立されました。福井県木造住宅耐震促進協議会の活動により、円滑で公正な耐震診断が実施され、また、耐震診断士の養成および耐震診断士の技術の向上が図られました。

初動期の体制整備が図られたことから、平成 28 年度からは協議会に代わり、(一社)福井県建築士事務所協会がその役割を担うこととなり、令和 6 年度までに 4,549 戸の耐震診断を実施してきました。

今後も、(一社)福井県建築士事務所協会や市町と連携し、木造住宅の耐震診断の促進を図っていきます。

③木造住宅の耐震改修を推進するための体制整備

・耐震診断と補強プランの一体的支援

耐震性能が不十分と診断された住宅の耐震性を向上させるために、「どこをどの程度改修すればよいか」やそのための費用の概算を知るために、平成 20 年度から補強プラン作成に補助を行っています。平成 28 年度からは耐震診断と補強プランをセットとし、診断後速やかに耐震改修に向けた具体的な検討をしていただけるよう支援しています。

・耐震改修基準の見直し(構造評点 1.0→0.7)

旧耐震基準により建築された建築物を耐震診断し、耐震性が劣ると判定された建築物は、地震の振動および衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が低いレベル(構造評点 1.0 以上)を満たすように改修することを原則とします。しかし、住宅の構造や生活形態などの理由により構造評点 1.0 以上を満たせない場合でも、構造評点 0.7 以上を確保する耐震改修であれば、人的被害の軽減や震災後の道路閉塞の軽減による円滑な救助・消火活動が可能となり、一定レベルの減災に寄与すると考えられることから、平成 23 年度から耐震改修の補助対象としています。

・部分耐震改修や耐震シェルターへの支援

重要な部屋を優先的に耐震改修する「部分耐震改修(局所的な耐震補強)」について、平成 24 年度に耐震改修の専門家による検討を行い、補強後の構造指標など補助要件をとりまとめました。それを踏まえ、平成 25 年度から部分耐震改修への補助を行っています。

また、令和 5 年度からは、大地震から命を守るうえで、部分耐震改修と同等の効果が期待できるものとして、耐震シェルターの設置に対する補助を行っています。

- ・耐震改修事業者登録制度による事業者の紹介
耐震改修を検討しているが、誰に工事を依頼すればよいか分からないという方のために、安心して耐震化に取り組めるよう、耐震改修を行う事業者を県で登録し、県のホームページで事業者の情報を紹介しています。
- ・さまざまな耐震改修工法の活用
公的機関や民間企業により、さまざまな耐震改修工法が開発・提供されています。改修範囲を限定することで工事費の軽減・工期の短縮が可能なものや、屋外からの工事で耐震性能を向上させることが可能なものもあります。(愛知建築地震災害軽減システム研究協議会(会員:愛知県、名古屋工業大学等)が独自に評価した補強工法(A工法)など)
こうした補強方法も補助の対象に加えることにより、所有者のさまざまなニーズに対応していきます。
- ・耐震化緊急促進アクションプログラム策定の促進
市町に対して、耐震化緊急促進アクションプログラムの策定を促し、耐震化を促す取組みを協力して行っています。
※耐震化緊急促進アクションプログラム [P54 資料編(9)参照]
- ・住宅の耐震改修を促進するための支援の強化
福井県は全域が多雪区域に指定されており、積雪荷重の影響により耐震改修工事費が高くなる傾向があるなど、費用負担が重いことは耐震改修が進まない一つの要因となっています。このため、県と市町では耐震改修工事費に対する支援を行っています。
また、高齢者世帯で改修が進みにくい傾向にあることから、高齢者世帯に対する改修支援を手厚くしたり、国の高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震化に関する融資制度をPRするなど、高齢者世帯への支援を強化していきます。
その他、耐震改修を実施する場合の補強プランの見直しや耐震性のない住宅の除却に対する支援など耐震化に向けた幅広い支援を行っています。

④伝統的民家の耐震診断・耐震改修方法の普及啓発

福井県には、地域における風土、文化等を反映した福井県特有の形態および意匠を有している伝統的民家が県内全域に存在しています。

伝統的民家の伝統構法は、ある程度変形することで地震に耐える特有の構造様式であるため、現行の木造住宅の耐震診断や耐震改修になじみにくい面があります。

このため、建築関係団体と連携し、伝統的民家に適した耐震化の手法を検討します。さらに、確立された手法を普及啓発することにより、伝統的民家が形成されている地域の特色を県民共通の資産として後の世代に継承していきます。

(5) 地震時の総合的な安全対策

①建築物に係る二次的被害発生防止への対応

平成 28 年 4 月の熊本地震や令和 6 年 1 月の能登半島地震など、全国各地で大規模地震が頻発し、それに伴い、建築物の屋根瓦や窓ガラス、外装タイル等の落下、大規模な空間を有する建築物の天井崩落等による死傷等の二次的被害が発生しており、地震時における建築物の安全性の確保が重要な課題となっています。建築基準法でそれぞれの安全性の規定が定められた年次が異なるため、たとえ新耐震基準で建築された建築物で倒壊等の被害がないとしても、たとえば大規模空間の天井が崩落し、死傷者が発生する可能性があります。

このため、県では、建築物の窓ガラスや外装タイル等の落下、大規模な空間を有する建築物の天井崩落等による人的被害発生のおそれのあるものを調査し、その所有者等に必要な措置を講ずるよう指導しており、今後も引き続き指導していきます。

さらに、建築物の構造や建築設備について定期的な報告義務がある病院、集会場、ホテル・旅館等の多数の者が利用する建築物については、報告時に同様な二次的被害の防止対策の推進を普及啓発していきます。

また、屋根瓦については令和 4 年度に緊結方法に関する基準が強化され、原則すべての瓦について緊結が求められています。その他、建築物内に設置されている家具等の地震時における転倒・移動による被害を防止するため、その適正な対策も重要です。

これらの二次的被害の防止対策についても、普及啓発していきます。

②建築設備の安全対策の推進

所有者に電気給湯器等の建築設備の転倒防止措置を講ずることやエスカレーターの脱落防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等について普及啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

③ブロック塀等の安全対策の推進

平成 30 年 6 月の大阪府北部を震源とする地震において、ブロック塀の倒壊による人的被害が発生し、また、県内においても令和 5 年 9 月にブロック塀の倒壊により児童が重傷を負う事故が発生しました。

県では、教育委員会と協力し、危険ブロック塀の実態把握を進め、令和 2 年度から危険ブロック塀等の除却等を促進する市町の支援を行っています。

しかし依然として危険ブロック塀は多く存在していることから、引き続きブロック塀の危険性について周知し、通学路・避難路の安全確保に努めます。

④地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備

地震により被災した建築物は、その後の余震等により倒壊したり、瓦や外壁など建築物の部材等が落下する危険性があり、人命に関わる二次的被害が発生することがあります。

このため、被災建築物の傾きや瓦等の部材の状況から建築物の危険度を判定し、建築物の使用者等への注意喚起を目的に、「危険（赤）」「要注意（黄色）」「調査済（緑）」の判定内容を示すステッカーを貼付する被災建築物の応急危険度判定を実施することが、地震発生直後の応急対策として大変重要です。

県では、平成 7 年度から、建築士を対象に講習会を開催し、応急危険度判定を行う技術者を養成、福井県震災建築物応急危険度判定士※として登録しています。

また、地震発生時に応急危険度判定を円滑に実施するため、県と市町で構成する福井県被災建築物応急危険度判定協議会を平成 11 年度に設立し、判定士や市町の防災担当者を対象とした模擬訓練を実施したり、判定に必要な備品を揃えるなど、体制整備を図っています。

大規模地震が発生した場合、県と市町は連携し、県内の判定士に応急危険度判定の実施を要請し、県内の応急危険度判定士だけでは対応できない場合には、県は、隣接府県等との応援協定に基づき、応急危険度判定士の派遣を要請します。

※令和元年5月1日より福井県被災建築物応急危険度判定士に名称変更

⑤地震に伴う宅地被害の軽減対策

東日本大震災や能登半島地震では、地盤の液状化や造成地の盛土部分における地滑りなど、宅地の被害が広範囲に発生し、損傷は軽微でも使用できなくなった建築物が多くありました。

令和5年5月には、宅地造成及び特定盛土等規制法が施行され、規制区域内で盛土等を行う場合は、県や市の許可が必要となりました。福井県では、令和7年6月30日に県内全域を宅地造成等工事規制区域または特定盛土等規制区域に指定し、規制を行っています。

その他、令和7年4月には、建築基準法の改正により地盤の確認が必要となる建築物の範囲が拡大されました。

地震に伴うがけ崩れや液状化等による建築物の被害の軽減を図るため、関係部局と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業および土砂災害危険住宅対策改修事業を活用するなど、敷地の安全対策を推進します。

⑥新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証の周知

熊本地震や能登半島地震では、旧耐震基準による建築物のほか、新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅のうち、接合部等の規定が明確化される平成12年以前に建築された住宅についても、倒壊等の被害が見られました。

これを受けて、昭和56年から平成12年までに建築された木造住宅について、接合部等の状況を確認することにより耐震性能を検証する方法として、「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）」を（一財）日本建築防災協会がとりまとめていることから、耐震性に不安のある当該住宅の所有者等に対して当該方法について周知していきます。

第2章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策のまとめ

●耐震診断および耐震改修に係る基本的な取組方針

- 建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠
- 県は、県内の耐震化の現状を踏まえ、所有者等が耐震診断および耐震改修を行いやすい環境を市町と連携し整備

●耐震診断および耐震改修の促進を図るための主な支援策

区分	支援制度の名称	支援制度の概要	制度主体
住宅	木造住宅耐震化促進事業	木造住宅の耐震診断、補強プラン、耐震改修の支援	県
	県産材を活用したふくい住まい支援事業	県産材を活用した木造住宅の建替の支援	県
	伝統的民家普及促進事業	伝統的民家の改修・建替の支援	県
特定建築物	住宅・建築物安全ストック形成事業	特定建築物等の耐震診断・改修の支援	国
	公立学校施設整備費地震補強事業	公立小中学校の耐震診断・改修の支援	国
	私立高等学校教育施設整備事業	私立高等学校の耐震改修の支援	国
	私立学校耐震化促進事業	私立小中高の耐震診断・補強プラン等の支援	国
	私立幼稚園施設整備費補助金	幼稚園の耐震改修の支援	国
	社会福祉施設整備事業	社会福祉施設の耐震改修等の支援	国
	医療提供体制施設整備交付金	災害拠点病院等の耐震改修等の支援	国
	就学前教育・保育施設整備交付金	保育所等の耐震改修等の支援	国
	住宅・建築物防災力緊急促進事業	通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化	国

●地震時に通行を確保すべき道路の指定および沿道建築物の耐震化

- 県は耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定する道路（国道8号、27号、161号、高速道路）を指定し、当該道路を閉塞するおそれのある建築物の所有者に対し耐震診断結果の報告を義務付け耐震化の促進を図る。

●安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

- 福井県木造住宅耐震診断士の確保
- 木造住宅の耐震診断を推進するための体制整備
- 木造住宅の耐震改修を推進するための体制整備
 - ・耐震診断と補強プランの一体的支援
 - ・耐震改修基準の見直し（構造評点1.0→0.7）
 - ・部分耐震改修や耐震シェルターへの支援
 - ・耐震改修事業者登録制度による事業者の紹介
 - ・さまざまな耐震改修工法の活用
 - ・耐震化緊急促進アクションプログラム策定の促進
 - ・住宅の耐震改修を促進するための支援の強化
- 伝統的民家の耐震診断・耐震改修方法の普及啓発

●地震時の総合的な安全対策

- 建築物に係る二次的被害発生防止への対応
 - ・窓ガラスや外装タイル等の落下、大空間建築物の天井崩落等
 - ・エレベーターの地震時の閉じ込め、建築設備の耐震対策
 - ・屋根瓦の落下や家具等の転倒被害防止方法等、二次被害防止対策の普及啓発
- ブロック塀等の安全対策の推進
- 地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備
- 地震に伴う宅地被害の軽減対策
- 新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証の周知

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及

(1) ハザードマップの作成・公表

建築物の所有者等に地震時に想定される被害に関する情報を提供し、耐震改修の意識啓発を図るため、県は、市町が作成した地震防災マップの一覧をホームページで公表しています。

また、地域の実情等を考慮したより詳細な情報等を示す地震防災マップを作成する場合は、市町の耐震改修促進計画に規定するものとします。

(2) 相談体制の整備・情報の充実

耐震診断および耐震改修に関する相談や情報提供について、以下の窓口で対応しています。また、新聞や広報誌を活用し、耐震改修に関する普及啓発を行っています。

表3-1 相談窓口一覧

区分	相談窓口	対応内容
県	土木部建築住宅課 各土木事務所（建築担当課）	技術的な相談・耐震改修等に係る情報の提供等 (情報の例) ・県の支援制度 ・耐震改修を行う施工者の情報 ・耐震改修の工法の紹介 など
建築関係団体	(一社)福井県建築士会 (一社)福井県建築組合連合会 (一社)福井県建築工業会 (一社)福井県建築士事務所協会	
市町	建築担当課	木造住宅耐震化促進事業の制度説明および申込み

(3) 広報資機材等の作成とその活用

県では、住宅の耐震改修等に関する意識啓発を図ることを目的に、以下のような各種広報資機材等を作成しており、今後も県民に対する情報提供を実施します。

また、建築物防災週間における防災相談窓口の開設、住宅月間における各種イベントおよび雑誌掲載、その他動画配信サービスによる配信などの情報提供を行っており、引き続き県民の意識啓発に努めます。

表3-2 広報資機材等の一覧

名称	内容	対象	備考
普及啓発チラシ	木造住宅耐震化の周知	一般県民	窓口設置、戸別訪問、耐震診断を受けた方への送付
耐震改修工事中のぼり旗	改修工事現場でPR	近隣住民 通行者	耐震改修現場に設置
耐震診断・改修啓発パネル	耐震化の流れを説明	来庁者 イベント参加者	窓口、各種イベントで掲示
教育教材模型	耐震構造を体験学習	子どもを含む 一般県民	各種イベントで展示、体験
広報動画	動画で耐震化を啓発	広く県民全体	動画配信サービスにて公開

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォーム工事を行う際に、設計者、施工者が住宅所有者に対して耐震改修工事を併せて行うよう積極的に働きかけるという協定を福井県と建築関係団体が締結し、耐震改修の誘導を図っています。

近年、注目される省エネリフォームについては、耐震改修を行う際の補助制度や税制優遇措置と組み合わせた利用も可能であることについて、各種リフォームに関する相談時等多様な機会を捉え、周知していきます。

(5) 市町の住民啓発活動の支援

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発の方法として、地域の町内会等を通じた防災活動は重要です。そのため、国基本方針においても、耐震改修に取り組む基本姿勢として「地域防災対策は、住宅・建築物の所有者等が自らの問題・地域の問題として意識を持って取り組むことが不可欠である。」と示されています。

また、県震災対策計画においても、「自らの身の安全は自らが守る」および「市町は地域の実情に沿いながら地震に強いまちづくりの推進や防災体制の整備充実を図る。」という防災の基本理念を示しています。

このことを踏まえ、市町は、町内会等の組織と連携した防災活動を実施するなど地域住民の意識啓発に努め、県はその市町の啓発活動を支援します。

(6) 耐震出張説明の実施

市町で開催されるイベント、講習会等に県から講師として出向き、耐震化に係る情報提供を行います。

また、旧耐震基準で建築された住宅には、高齢者世帯が多く居住していることから、福祉部局と連携して、高齢者に向けた情報発信をより丁寧に行っていきます。

(7) 耐震改修に対する税の特例措置の周知

既存住宅において令和10年12月31日までに一定の耐震改修工事を行った場合、所得税の控除が受けられます。また、既存住宅においては令和12年度末、要安全確認計画記載建築物においては令和10年度末までに一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額が受けられます。なお、住宅耐震改修特別控除と住宅借入金等特別控除について、いずれの適用条件も満たしている場合には、重ねて適用できます。県では、これらの制度の県民への周知を図るとともに、市町や関係団体へ制度の活用について働きかけていきます。

(8) 売買される建物の耐震診断・耐震改修の促進

宅地建物取引業法では、宅地建物取引業者に義務付けている重要事項説明において、耐震診断の結果に関する事項が含まれています。この内容について、関係団体等と連携して県民に周知の徹底を図り、建物所有者等の自発的な耐震診断の実施を促進していきます。

また、福井県空き家情報バンク掲載物件の購入補助において耐震診断を必須とすることにより、耐震診断・耐震改修を推進していきます。

(9) 事業所の耐震診断・耐震改修の促進

事業継続ガイドラインに基づく事業継続計画の作成など、災害に遭っても事業を継続するために必要な事項を予め整えておくことの必要性を周知し、事業所の耐震診断・耐震改修を促進していきます。

(10) 地震保険の活用

万一の地震に備えて、地震により建築物が倒壊や損壊した場合に一定額の保障が得られる地震保険に加入していれば、その再建が円滑に進むことが期待できます。県および市町は地震保険の普及啓発に努めます。

(11) 木造住宅耐震改修現場見学会の実施

住宅の耐震改修を検討している方々に、耐震改修工事の様子をご覧いただくことで、耐震改修への理解を深めていただき、住宅耐震化の促進に結びつけることを目的として、木造住宅耐震改修の現場見学会を実施します。

(12) 耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ

過去に木造住宅の耐震診断を実施し必要な耐震改修を行っていない所有者等に対し、補助事業のチラシや現場見学会の案内を送付するなど、フォローアップを実施します。

また、耐震診断士が所有者等に耐震診断と補強プランの結果を説明する際に、所有者等が耐震改修を具体的に検討できるよう、耐震改修の事例集を併せて紹介します。

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する

啓発および知識の普及のまとめ

●ハザードマップの作成・公表

○市町は、想定される大規模地震が発生した場合の揺れやすさ（震度分布）に関する地震防災マップを作成

○県は市町が作成した地震防災マップ一覧をホームページで公表

●相談体制の整備・情報の充実

○県の各土木事務所、建築関係団体および市町の窓口で、耐震診断および耐震改修に関する相談に対応

●広報資機材等の作成とその活用

○県では、住宅の耐震改修等に関する意識啓発を図ることを目的に、各種広報資機材等を作成・配布し、県民に対する情報提供を実施

広報資機材等一覧

名 称	内 容	対 象
普及啓発チラシ	木造住宅耐震化の周知	一般県民 耐震診断を受けた方
耐震改修工事中のぼり旗	改修工事現場で PR	近隣住民 通行者
耐震診断・改修啓発パネル	耐震化の流れを説明	来庁者 イベント参加者
教育教材模型	耐震構造を体験学習	子どもを含む 一般県民
広報動画	動画で耐震化を啓発	広く県民全体

●リフォームにあわせた耐震改修の誘導

○県の各土木事務所および建築関係団体でのリフォーム相談時を活用し、リフォームにあわせた耐震改修の重要性を啓発

○リフォーム時に耐震改修工事を働きかけるよう建築関係団体と協定を締結

●市町の住民啓発活動の支援

○市町は、町内会等の組織と連携した防災活動を実施するなど住民に対する意識啓発に努め、県はその市町の啓発活動を支援

●耐震出張説明の実施

○市町で開催されるイベント、講習会等に県から講師として出向き、耐震化に係る情報提供を実施

●耐震改修に対する税の特例措置の周知

●売買される建物の耐震診断・耐震改修の促進

●事業所の耐震診断・耐震改修の促進

●地震保険の活用

●木造住宅耐震改修現場見学会の実施

●耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ

第4章 耐震改修促進法および建築基準法による指導等に関する事項

(1) 所管行政庁の連携した指導等の実施

建築指導行政を所管する県と福井市は、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分である特定建築物の所有者等に対し、耐震改修促進法および建築基準法に基づく指導等を実施します。

また、県と福井市は連携し、情報の共有や研鑽に努めるとともに、円滑な指導等に努めます。

優先的に指導等を実施すべき特定建築物に対しては、職員が個別に訪問指導を行うなど耐震改修促進法に基づき強力に指導助言を行います。

表4-1 指導等の概要と根拠法令

段階	区分	概要	根拠法令
1	指導助言	所有者に対し、耐震診断および耐震改修の必要性を説明し、速やかな耐震診断の実施を促し、耐震化を図るよう指導・助言を行います。	耐震改修促進法
2	指示	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに必要な耐震診断や耐震改修が行われない場合、速やかに耐震診断を実施し、耐震化を図るよう指示します。	
3	公表	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに指示に従わなかった場合、建築物所有者の名称を公表します。	
4	勧告	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに指示に従わず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれが認められる場合、相当の猶予期間を付け、耐震化を図るために必要な措置を講ずるよう勧告します。	建築基準法
5	命令	相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに勧告に係る措置を講じなかった場合、相当の猶予期間を付け、勧告に係る措置を講ずるよう命令します。 ただし、明らかに著しく保安上危険であると認められる場合、指示・勧告を行うことなしに、速やかに命令します。	

(2) 優先的に指導等を実施すべき特定建築物の選定

地震時の人的・経済的被害の軽減を目的に、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分である特定建築物のうち、建築物が被災時の果たす役割や県民に及ぼす影響等を考慮し、優先的に指導すべき特定建築物を選定し、所有者等に対する指導等を迅速に実施します。

表4-2 優先的に指導等を実施すべき建築物

優先順位	特定建築物の概要
1	県および市町の庁舎、警察署、消防署、小・中学校および病院等の災害時の拠点となる特定建築物
2	百貨店、飲食店、ホテル、映画館および博物館等の不特定多数の者が利用する特定建築物
3	県または市町の促進計画に記載された道路の沿道で地震時に倒壊することにより道路を閉塞するおそれがある特定建築物

(3) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務化および公表等について

平成 25 年 5 月、耐震改修促進法が改正（同 11 月に施行）され、建築物の耐震改修を促進する取組が強化されました。改正により、新耐震基準に適合していない全ての建築物について、耐震化に向けた努力義務が課せられました。

建築物の耐震化の促進のためには、所有者等が、地震に対する備えを自らの問題としてとらえ、取り組んでいくことが重要です。

・耐震診断の義務化と結果報告および公表

改正耐震改修促進法では、一定規模以上の不特定多数の者が利用する建築物や避難弱者が利用する建築物（要緊急安全確認大規模建築物）および県または市町が耐震改修促進計画に記載した建築物（要安全確認計画記載建築物）について、地震で倒壊した場合、利用者を含め周辺へも大きな被害を及ぼすおそれがあることから、所有者等は耐震診断を行うことが義務付けられました。

また、耐震診断の結果について、要緊急安全確認大規模建築物は平成 27 年 12 月 31 日までに、要安全確認計画記載建築物は県または市町が指定する期日までに、特定行政庁（県および福井市）へ報告することが義務付けられました。

県では、県が所管する区域（福井市を除く県内）の報告をとりまとめ、要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果について公表しています。

今後、要安全確認計画記載建築物についても、報告期限に沿って公表していきます。

耐震診断の結果、耐震化が必要な要安全計画記載建築物について、県は市町と連携して所有者等に対し定期的に働きかけるなど、耐震化の促進に取り組んでいきます。

第4章 耐震改修促進法および建築基準法による指導等に関する事項のまとめ

●所管行政庁の連携した指導等の実施

- 建築指導行政を所管する県と福井市は、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分であるすべての特定建築物の所有者等に対し、耐震改修促進法および建築基準法に基づく指導等を実施
- 県と福井市の連携した指導等の実施
- 優先的に指導等を実施すべき特定建築物に対して個別訪問指導や耐震改修促進法に基づく指導助言を実施

指導等の概要と根拠法令

段階	区分	概要	根拠法令
1	指導助言	所有者に対し、耐震診断および耐震改修の必要性を説明し、速やかな耐震診断の実施を促し、耐震化を図るよう指導・助言	耐震改修促進法
2	指示	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに必要な耐震診断や耐震改修が行われない場合、速やかに耐震診断を実施し、耐震化を図るよう指示	
3	公表	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに指示に従わなかった場合、建築物所有者の名称を公表	
4	勧告	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに指示に従わず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれが認められる場合、相当の猶予期間を付け、耐震化を図るために必要な措置を講ずるよう勧告	建築基準法
5	命令	相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに勧告に係る措置を講じなかった場合、相当の猶予期間を付け、勧告に係る措置を講ずるよう命令 ただし、明らかに著しく保安上危険であると認められる場合、指示・勧告を行うことなしに、速やかに命令	

●優先的に指導等を実施すべき特定建築物の選定

- 地震時の人的・経済的被害の軽減を目的に、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分である特定建築物のうち、優先的に指導すべき特定建築物を選定

優先的に指導等を実施すべき特定建築物

優先順位	特定建築物の概要
1	県および市町の庁舎、警察署、消防署、小・中学校および病院等の災害時の拠点となる特定建築物
2	百貨店、飲食店、ホテル、映画館および博物館等の不特定多数の者が利用する特定建築物
3	県または市町の促進計画に記載された道路の沿道で地震時に倒壊することにより道路を閉塞するおそれがある特定建築物

●改正耐震改修促進法における耐震診断義務化および公表等について

- 要安全確認計画記載建築物について耐震診断の実施と結果の報告を義務化し、所管行政庁は診断結果内容の公表

第5章 その他の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 市町が定める耐震改修促進計画

各市町は、平成20年度までに耐震改修促進計画を策定しました。

今後の計画の見直しに際しては、国の基本方針と県の耐震改修促進計画の内容を踏まえ、各地域の実情を把握し、耐震化の取組や耐震化率の状況を勘案するなど、地域の状況に配慮して見直すものとします。

(2) 関係団体との連携

県および市町は、希望者が安心して耐震診断を受け、耐震改修を行えるように、関係団体と連携して耐震化に関する取組を進めます。

(3) 計画の検証

県および市町は、県有施設、市町有施設、民間施設等のフォローアップにより耐震化率の把握に努め、計画の進捗を確認していきます。

第5章 その他の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項のまとめ

●市町が定める耐震改修促進計画の見直し

○市町は耐震改修促進計画を見直しする際は、国の基本方針と県の耐震改修促進計画の内容を踏まえ見直す

●関係団体との連携

○県および市町は、今後も関係団体と連携し、木造住宅の耐震化を促進

●計画の検証

○県および市町は、適宜フォローアップを行い着実に建築物の耐震化を進める